

2025 年度前期分授業料等免除申請について

(令和 7 年度からの「多子世帯の授業料等無償化」含む)

(日本人学部学生向け)

授業料等免除申請にかかる案内を記載します。

皆さんの状況等により、必要となる手続きが異なります。

【申請 1】(在学学生) 高等教育の修学支援新制度を受けている学生

【申請 2】(新入生) 高校時代に予約採用により日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者に決定している学生

【申請 3】(在学学生・新入生) 2025 年 4 月 1 日の時点で高等教育の修学支援新制度を受けていない学生

【申請 4】(在学学生・新入生) 東京海洋大学修学支援事業基金による支援のみに申請予定の学生

【高等教育の修学支援新制度について】

※学部学生（日本人）は原則、高等教育の修学支援新制度に申し込み、日本学生支援機構給付奨学生として採用される必要があります。

高等教育の修学支援新制度：

授業料免除 + 給付奨学金による支援制度です。

詳細は[こちら](#)にて確認ください。

●令和 7 年度からの「多子世帯の授業料等無償化」への申請について

2025 年度から 高等教育の修学支援制度の支援が拡充され、日本学生支援機構から「多子世帯」の認定を受けた学部学生は入学料及び授業料が全額免除されます。

そのため、給付奨学生に採用されていない学部生で令和 7 年度からの「多子世帯の授業料等無償化」による授業料等免除を申請する場合は、日本学生支援機構の給付奨学金への申請が必要です。

【修学支援事業基金について】

【申請 4】の修学支援事業基金へ申請できる学生は、2020 年度以降入学者のうち、高等教育の修学支援新制度の対象外となる日本人学部学生です。

修学支援事業基金による支援：国の修学支援新制度について、支援対象外となった学生（若干名）に対して、大学への寄附金を活用して、1 人 10 万円を支給する奨学金制度です。

【 申請 1 】 高等教育の修学支援新制度支援を受けている学生

1. 継続申請書提出

2024年度後期に引き続き（高等教育の修学支援新制度による）授業料免除を希望する方は、以下の書類について必要事項を記入の上、下記担当係へ**郵送・又は窓口にて提出してください**。

（１） 窓口での提出期間：2025 年 4 月 4 日（金）～24 日（木）（厳守）

（２） 郵送での提出期限：2025 年 4 月 24 日（木）（必着）

【提出書類】

- ② [認定の継続に関する申請書（A 様式 2）（※ダウンロード・印刷してください）](#)
- ② 免除結果通知用封筒（長形 3 号（120 X 235mm）、表面に 110 円切手を貼付、父母等連絡先の住所・氏名、学生本人の学籍番号を記入したもの）

[免除結果通知用封筒記入例](#)

※郵送の場合は、必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。

※減免結果については**父母等連絡先の住所へ 7 月末までに郵送にて送付**します。

※あなたの家計状況によって、**支援区分の見直し**が**実施**されます。

2025 年度後期の支援区分から変動が生じる可能性があることをご承知おきください。

また、毎年度末に適格認定（学業）を実施し、学業成績等に基づき支援の継続の可否等を判断します。

【令和 7 年度からの「多子世帯の授業料無償化」について】

2025 年 3 月時点の在学学生で日本学生支援機構給付奨学生に採用されている場合は、申請時に提出したマイナンバー情報で日本学生支援機構が多子世帯かどうかを認定し、認定されていれば授業料は全額免除となります。2025 年 4 月 1 日以降にスカラネットパーソナルで多子世帯に認定されているかどうかを確認してください。

2025 年度前期分は 2023 年 12 月 31 日における住民税情報により認定されます。2024 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに出生した兄弟姉妹がいる場合は別途、手続きが必要ですので、4 月 3 日までに奨学係にお知らせください。

【給付奨学生（多子世帯含む）採用後の適格認定（学業・家計）と授業料免除について】

給付奨学生に採用された後、学業成績の判定及び支援区分の見直しがあります。

そのため、学業成績や家計の状況によっては、支援区分（支給月額）が変更になったり、支給が止まったりする場合があります。給付奨学金の区分に応じて授業料免除の金額も変更になります。

●適格認定（学業）の詳細

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html

上記の詳細は 2024 年度の要件です。

2025 年度から要件がより厳しく変更になります。

https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_1.pdf

●適格認定（家計）の詳細

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/index.html

※【 修学支援事業基金による奨学金について 】

高等教育の修学支援新制度について、支援対象外となった学生（若干名）に対して、大学への寄附金を活用して、1 人 10 万円を支給する奨学金制度となります。

（※申請方法は申請 4 のとおり）

経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは 1 月下旬をめどに個別に受給意思の確認等を実施します。

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区 ：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区 ：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※☆を@に変換ください。

【申請2】高校時代に予約採用により日本学生支援機構給付奨学金の 採用候補者に決定している学生

1. 申請書類の受取

下記担当係にて書類をお受取りください。

(日時：4/4(金)～4/21(月) 午前10時～午後4時まで)

2. 日本学生支援機構への進学届の提出（インターネットによる手続き）

日本学生支援機構の進学届の提出方法をご確認の上、手続きをしてください。「日本学生支援機構予約採用候補者の進学届提出手続きについて」は[こちら](#)からご確認ください。

進学届の提出をしないと、奨学生として採用されませんので、必ず提出してください。

3. 採用候補者決定通知【進学先提出用】・授業料免除申請書の提出

以下の書類について必要事項を記入の上、**下記担当係へ郵送・又は窓口にて提出してください。**

【提出期限】

- ・窓口での提出期間：**2025年4月4日(金)～4月24日(木)**
- ・郵送での提出期限：**2025年4月24日(木)(必着)**

【提出書類】

- ① 令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】
- ② 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）（「A様式1」は文部科学省により様式が改定される予定ですので、改定され次第掲載（4月3日頃予定）します。）
- ③ 自宅外通学者は[通学形態変更届（自宅外通学）（様式35）](#)（※ダウンロード・印刷してください）および自宅外通学証明書類（アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等）
- ④ 免除結果通知用封筒（長形3号（120 X 235mm）、表面に110円切手を貼付、父母等連絡先の住所・氏名、学生本人の学籍番号を記入したもの）
[免除結果通知用封筒記入例](#)

※郵送の場合は必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。

※上記書類を提出した場合、授業料の納付を8月末日まで猶予することが可能となります。

【令和7年度からの「多子世帯の授業料無償化」について】

2025 年度から 高等教育の修学支援制度の支援が拡充され、日本学生支援機構から「多子世帯」の認定を受けた学部学生は入学料及び授業料が全額免除されます。

奨学生として採用されるために、日本学生支援機構への進学届の提出を必ず行ってください。

2025 年度前期分は 2023 年 12 月 31 日における住民税情報により多子世帯であるかが認定されます。2024 年 1 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までに出生した兄弟姉妹がいる場合は別途、手続きが必要ですので、4 月 3 日までに奨学係にお知らせください。

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区 ：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区 ：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※☆を@に変換ください。

【申請 3】高等教育の新制度支援を受けていない学生

【令和7年度からの「多子世帯の授業料等無償化」も含みます】

多子世帯の認定は日本学生支援機構が行うため、日本学生支援機構給付奨学生に採用されていない学部生で令和7年度からの「多子世帯の授業料等無償化」による授業料等免除を申請する場合は、給付奨学金への申請が必要です。

1. 申請書類の受取

下記担当係にて書類をお受取りください。

品川地区：学生サービス課奨学係

越中島地区：越中島事務室学生支援係

2. 日本学生支援機構給付奨学金への申込

日本学生支援機構給付奨学金の申込方法をご確認の上、申込をしてください。

(2025年4月24日(木)午後5時までに)

日本学生支援機構奨学生（給付型）の募集については[こちら](#)からご確認ください。

3. 日本学生支援機構給付奨学金申請書類の提出

日本学生支援機構給付奨学金の申請書類の以下の書類について必要事項を記入の上、下記担当係へ**郵送・又は窓口にて提出**してください。

(1) 窓口での提出期間：2025年4月4日(金)～24日(木)(厳守)

(2) 郵送での提出期限：2025年4月24日(木)(必着)

【提出書類（給付奨学金）】

- ① 出身高校の調査書（1年生、編入生のみ）
- ② 【該当者のみ】提出が必要な書類（詳細は給付奨学金案内（電子版）P.26を参照ください）
- ③ 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）（「A様式1」は文部科学省により様式が改定される予定ですので、改定され次第掲載（4月3日頃予定）します。）
- ④ 自宅外通学者は[通学形態変更届（自宅外通学）（様式35）](#)（※[ダウンロード・印刷してください](#)）および自宅外通学証明書類（アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等）
- ⑤ 免除結果通知用封筒（長形3号（120 X 235mm）、表面に110円切手を貼付、父母等連絡先の住所・氏名、学生本人の学籍番号を記入したもの）

[免除結果通知用封筒記入例](#)

※ 郵送の場合は、必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。

※上記書類を提出した場合、授業料の納付を8月末日まで猶予することが可能となります。

なお、日本学生支援機構給付奨学金申請手続きは大学の担当係の申請書類の提出とは別に日本学生支援機構へのスカラネット（インターネット）入力とマイナンバー提出用サイトからマイナンバーの入力、「奨学金確認書兼地方税同意書」の日本学生支援機構への簡易書留による郵送手続きがありますので、日程に余裕をもって行ってください。

4. 結果の送付

免除結果については**父母等連絡先の住所へ7月下旬まで**に郵送にて送付します。

※【 修学支援事業基金による奨学金について 】

高等教育の修学支援新制度について、支援対象外となった学生（若干名）に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度となります。（※申請方法は申請4のとおり）

経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは1月下旬をめどに個別に受給意思の確認等を実施します。

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区 ：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区 ：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※☆を@に変換ください。

【申請4】東京海洋大学修学支援事業基金による奨学金を希望する学生

1. 徴収猶予 兼 修学支援事業基金申請 理由書 提出

以下の書類について必要事項を記入の上、**下記担当係へ郵送・又は窓口にて提出してください。**

- (1) 窓口での提出期間：**2025年4月4日（金）～24日（木）（厳守）**
- (2) 郵送での提出期限：**2025年4月24日（木）（必着）**

【提出書類】

【授業料免除申請書 （独自免除） **】**（ダウンロードし、必要な書類を印刷してください。）を、

下記担当係へ提出してください。

徴収猶予 兼 修学支援事業基金申請 理由書（ダウンロード・印刷してください）

※**郵送の場合は、必ず、レターパック・簡易書留等 配達記録が残る方法で送付してください。**

※**上記書類を提出した場合、授業料の納付を8月末日まで猶予することが可能となります。**

※【修学支援事業基金による奨学金について】

高等教育の修学支援新制度について、認定要件に該当せず支援対象外となった学生（所得が基準額に該当しない、進学までの期間が3年以上（いわゆる3浪）の者等）に対して、大学への寄附金を活用して、1人10万円を支給する奨学金制度となります。

経済状況や成績等を総合的に勘案の上選考を実施し、該当する方へは1月下旬をめどに個別に受給意思の確認等を実施します。

※修学支援事業基金への申請は、原則、高等教育の修学支援新制度へ申請をしていることが条件となります。

高等教育の修学支援新制度について、こちらで必ず、制度を確認の上、申請について検討をするようにしてください。

担当係（郵送先住所）

※各自の所属キャンパスに提出ください

品川地区 ：学生サービス課奨学係

〒108-8477 東京都港区港南 4-5-7

越中島地区 ：越中島地区事務室学生支援係

〒135-8533 東京都江東区越中島 2-1-6

本件連絡先：

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※☆を@に変換ください。